

県西部学習塾連絡会 会 則

第1章 総 則

- 第1条 本会は神奈川県西部学習塾連絡会（以下「連絡会」という）といい事務局をグループ「全」（山北町山北2103-1）に置く。
- 第2条 本会は神奈川県西部地区ならびに周辺地域において教育の健全な発展を願い、児童・生徒・保護者への情報提供や支援を行う。また、会員相互の交流や教養を高めることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) 各種研修会の実施
 - 2) 教育支援活動
 - 3) 進学相談会等の支援
- 第4条 本会は教育を本旨とする地域の学習団体として他の教育団体や社会的団体と協力する。
- 第5条 本会は自主団体であるから、他団体の支配干渉を受けない。

第2章 会 則

- 第6条 本会は学習塾を会員とし代表者が代表する。
- 第7条 本会の役員（以下「運営委員」という）は連絡会の活動に1年以上参加し、運営委員全員の承認を得たものとする。
- 第8条 本会の運営委員および任期は次のとおりとする。
- | | | | | | |
|------|----|-----|----|----|----|
| 会 長 | 1名 | | | | |
| 副会長 | 2名 | | | | |
| 監 事 | 1名 | | | | |
| 会 計 | 1名 | | | | |
| 事務局長 | 1名 | 事務局 | 2名 | 総務 | 3名 |
- 役員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任は差し支えない。会長経験者は相談役として会運営に助言する。
- 第9条 本会の役員選出は、会員の中から推薦または立候補により会員総意で選出する。

- 第10条 本会役員の任務
- 1) 会長は本会を代表し、連絡会の目的を達成する。
 - 2) 副会長は会長を補佐し、場合により任務を代行する。
 - 3) 会計は会全般の会計事務を担当し、必要な報告書を作る。
 - 4) 事務局長は事務局を総括し、会の窓口としての対応や事務全般、事務連絡を担当する。

第3章 会 議

- 第11条 本会の会議は会長および運営委員の要請で実施し、指名された議長の進行によって審議する。本会の会議を運営委員会と呼ぶ。

第4章 経 費

- 第12条 この会の経費は、年会費3000円および必要なときに徴収する特別会費をもって充てる。

第5章 慶 弔

- 第13条 会員に慶弔があったときは会より慶弔金を支給する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。